

環水大水発第 2109162 号
令和 3 年 9 月 24 日

都 道 府 県 知 事 }
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

亜鉛含有量（以下「亜鉛」という。）については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則第 2 条において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和 3 年 12 月 10 日までとなっている。また、カドミウム及びその化合物（以下「カドミウム」という。）については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号）附則第 2 条において暫定排水基準を設定しており、その適用期間は令和 3 年 11 月 30 日までとなっている。

今般、現行の亜鉛及びカドミウムの暫定排水基準の対象業種（それぞれ 3 業種、1 業種）について、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認したところ、亜鉛の対象業種のうち 2 業種及びカドミウムの対象業種 1 業種については一般排水基準を達成できる見込みであると判断されたことから、それぞれ令和 3 年 12 月 11 日、同年 12 月 1 日以降は一般排水基準に移行することとした。一方、亜鉛の対象業種のうち 1 業種については、基準値を強化の上で適用期間を令和 6 年 12 月 10 日まで延長することとした。

このため、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 3 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。）を令和 3 年 9 月 24 日に公布し、亜鉛に係る暫定排水基準の見直しの規定について同年 12 月 11 日から施行することとした。

については、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

亜鉛に係る暫定排水基準が適用されている3業種のうち1業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を5 mg/L から4 mg/L に強化の上、適用期間を令和6年12月10日まで延長した（他の2業種は一般排水基準へ移行）。

対 象 業 種：電気めっき業

暫定排水基準：4 mg/L

適 用 期 間：改正省令施行の日から3年間（令和6年12月10日まで）

2. 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

亜鉛に係る暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準を適用することとしている（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則別表備考）。

3. 暫定排水基準の適用事業場に対する指導について

暫定排水基準は、一般排水基準への対応が技術的に困難な業種に対して、時限つきで暫定的に認めている基準値である。改正省令による改正後の暫定排水基準及びその他の暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、各適用期間終了後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。